主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意中、本件保釈保証金没取の決定をするについて申立人(被告人) および代理人(弁護人)に陳述の機会を与えなかつたのは違憲(二九条、三一条) であると主張する点は、昭和四三年六月一二日大法廷決定(昭和四二年(し)第七号)の趣旨に照らせば理由がなく、その余は、違憲をいう点もあるが、すべて事実 誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。 よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年七月一六日

最高裁判所第三小法廷

郎	Ξ	村	下	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
太 隹	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官